

財団法人富山市民文化事業団寄附行為

制定 昭和 5 7 年 6 月 2 1 日
改正 平成 2 年 3 月 1 4 日
改正 平成 5 年 7 月 5 日
改正 平成 7 年 6 月 2 9 日
改正 平成 8 年 7 月 8 日
改正 平成 1 0 年 5 月 2 2 日
改正 平成 1 4 年 6 月 1 3 日
改正 平成 1 6 年 4 月 2 0 日
改正 平成 1 7 年 4 月 2 0 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人富山市民文化事業団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を富山市牛島町 9 番 2 8 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、市民の文化活動の振興に資する事業を行い、もって魅力ある市民文化の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民の文化活動としての展覧会、演奏会、発表会、講演会等の開催及び出版物の発行。
- (2) 市民の文化活動に関する情報の収集及び提供
- (3) 市民の文化活動に関する調査及び研究
- (4) 文化施設等の管理
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

第 2 章 資産

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、文化事業基金及びその他の基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の承認を得てその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

2 文化事業基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(長期借入金)

第8条 この法人が借入金をしようとするときは、収支予算で定めるものを除くほか、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第9条 第7条第1項ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支

予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第10条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産及び文化事業基金のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

第3章 事業計画等

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及び収支予算は、その年度開始前に理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を得て富山県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

(事業報告・収支決算及び財産目録)

第13条 この法人の事業報告・収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、貸借対照表を添えて監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会の承認を得て、富山県知事に報告しなければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員・顧問及び芸術監督

(役員の種類及び選任)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内

(3) 常務理事 1人

(4) 理事 10人以上15人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は理事のうちから互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順序により理事長に事故があるときは、理事長の職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、理事長の職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第18条 理事長は、役員が次の各号の一に該当したときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないとき

(2) 役員の職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない非行があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う

理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 19 条 役員は、無給とする。ただし、常勤役員については、報酬を給することができる。

(顧問)

第 19 条の 2 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(芸術監督)

第 19 条の 3 この法人に、芸術監督を置くことができる。

2 芸術監督は、理事長が理事会の承認を経て任命する。

3 芸術監督に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第 20 条 削除

第 5 章 事務局

(組織)

第 21 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置き、理事長がこれを任免する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(召集)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事の 2 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなけ

ればならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長が行う。

(定足数)

第26条 理事会の会議は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、前2条及び次条第1項第3号の適用については、出席したものとみなす。

2 緊急の必要がある場合、又は軽微な事項については、理事長は、書面による賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、出席理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

(監事の出席)

第30条 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条の2 この法人に、評議員10人以上15人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第17条、第18条及び第19条の規定は評議員について準用する。

(評議員会)

第30条の3 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項と、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議し、理事長に意見を述べることができる。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会の議長は、評議員会において、互選する。

5 第26条から第29条までの規定は、評議員会について準用する。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の認可を得なければ、解散することができない。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を得て、富山市又は、この法人と類似の目的を持つ公益法人に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第 3 3 条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、富山県教育委員会の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 1 5 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙の名簿のとおりとし、その任期は、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 5 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第 1 4 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和 5 8 年 3 月 3 1 日に終わるものとする。
- 4 この法人の設立年度の事業計画及び収支予算は、第 1 2 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、富山県知事の認可のあった日から施行する。